

死亡に伴う主な手続きについて

北島町での主な手続きは次のとおりです。その他に相続等に伴う諸手続きが必要です。

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

	ことから	担当課	手続き内容と必要な書類等
1_ <input type="checkbox"/>	国民年金に加入、受給されていた方	1階 住民課 TEL(088) 698-9804	加入されていた年金の納付状況や、受給されていた年金の種類によって手続きが異なりますので、住民課または徳島北年金事務所(TEL:655-0200)にご相談ください。
2_ <input type="checkbox"/>	印鑑登録をされている方		登録が廃止されます。印鑑登録のカードを返却してください。
3_ <input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入されていた方	1階 健康保険課 TEL(088) 698-9805	国民健康保険資格確認書を返却してください。葬祭費が支給されます。喪主の方名義の通帳をお持ちのうえ、申請してください。 * 国民健康保険税に関する場合は、税務課(TEL088-698-9803)にお問い合わせください。
4_ <input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入されていた方		後期高齢者医療保険資格確認書を返却してください。葬祭費が支給されます。喪主の方名義の通帳をお持ちのうえ、申請してください。また、保険料の還付が発生する場合があります。相続人代表の方名義の通帳と印鑑をお持ちください。
5_ <input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証をお持ちの方		介護保険被保険者証を返却してください。また、保険料の還付が発生する場合があります。相続人代表の方名義の通帳と印鑑をお持ちください。
6_ <input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車をお持ちの方	1階 税務課 TEL(088) 698-9803	廃車または名義変更の手続きをお願いします。 * 必要なもの * ・標識(ナンバープレート) ・身分証 ・標識交付証明書
7_ <input type="checkbox"/>	軽自動車(三輪、四輪)をお持ちの方		* 市町村の窓口では手続きできません。手続きについては徳島県軽自動車協会にお問い合わせください。(TEL088-641-2010)
8_ <input type="checkbox"/>	軽二輪(125cc超250cc以下)、小型二輪(250cc超)をお持ちの方		* 市町村の窓口では手続きできません。手続きについては四国運輸局・徳島運輸支局にお問い合わせください。(TEL050-5540-2074)
9_ <input type="checkbox"/>	固定資産をお持ちの方		固定資産の相続人について届出をお願いします。
10_ <input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療・育成医療)をお持ちの方	1階 福祉課 TEL(088) 698-9802	受給者証の返還が必要です。受給者証をお持ちください。
11_ <input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手帳の返還が必要です。手帳をお持ちください。
12_ <input type="checkbox"/>	身体障害者手帳をお持ちの方		手帳の返還が必要です。手帳をお持ちください。
13_ <input type="checkbox"/>	療育手帳をお持ちの方		手帳の返還が必要です。手帳をお持ちください。
14_ <input type="checkbox"/>	重度心身障害者等医療費助成を受けていた方		受給者証を返却してください。

【裏面もご覧ください】

死亡に伴う主な手続きについて

北島町での主な手続きは次のとおりです。その他に相続等に伴う諸手続きが必要です。

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

	ことから	担当課	手続き内容と必要な書類等
15_□	子どもはぐくみ医療費受給者証をお持ちの方	1階 福祉課 Tel(088) 698-9802	喪失届が必要ですので、子どもはぐくみ医療費受給者証をご持参ください。
16_□	児童手当を受給されている方		受給事由消滅届または、額改定届が必要です。申請者の本人確認書類をお持ちください。
17_□	児童扶養手当を受給されている方		届出が必要です。申請者の本人確認書類をお持ちください。
18_□	ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方		受給者証と申請者の本人確認書類をお持ちください。
19_□	犬を飼っている方	2階 環境課 Tel(088) 698-9813	犬の飼い主や住所が変わる場合は、届出が必要です。 ①町内で飼い主や住所が変わる場合→本町へ届出 ②町外へ転出する場合→転出先の市町村役場へ届出
20_□	居住者が亡くなり空き家になるとき		空き家を放置すると周辺への悪影響や空き巣等の犯罪の対象となる場合があります。取り壊しや管理のための補助金制度や空き家管理サービスのご案内をしています。
21_□	水道使用者、所有者が死亡したとき	4階 上下水道課 Tel(088) 698-9810	継続して水道をお使いになる場合は、水道使用開始(名義変更)届が必要です。なお、水道のご使用を中止する場合は、水道使用中止届を提出してください。
22_□	水道料金の支払者が死亡したとき		口座振替でお支払いいただいている場合は、新たに口座振替依頼書を提出してください。
23_□	保育所を利用されている方	こども家庭センター Tel(088) 698-8909 (保健相談センター内)	利用中の保育所へご連絡ください。認定の変更手続きが必要です。

【裏面もご覧ください】

相続登記に関するお問い合わせは管轄法務局へ
相続手続きに便利な「法定相続情報証明制度」
もご利用ください。

徳島地方法務局 088-622-4587(登記部門)

この内容は
北島町HPでも
案内しています。

